

規則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第8号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則
製菓衛生師法施行細則(昭和42年長野県規則第37号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第5号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第6号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第7号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第8号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第9号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

告示

長野県告示第126号

病院内保育所運営事業費補助金交付要綱(昭和50年長野県告示第87号)の一部を次のように改正し、令和3年度の補助金から適用します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部 守一

第8の次に次のように加える。

(事前着手)

第9 補助事業者は、補助金交付の決定があつた後でなければ当該事業に着手してはならない。ただし、事業の性質上事業に着手する時期が年度の当初に限られる場合その他知事がやむを得ない事由があると認められた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書に該当する場合であつて、補助金交付の決定前に補助事業に着手しようとするときは、病院内保育所運営事業事前着手届(様式第11号)を知事に提出するものとする。

様式第1号から様式第4号までの規定中「補助事業者住所氏名」を「補助事業者住所氏名」に改める。

様式第6号中

Table with columns: 給料, 職員手当等 (扶養手当, 通勤手当, 特勤勤務手当, 特別手当, 超過勤務手当, その他), 計, 共済費, 賃金. Rows for currency (円).

を

Table with columns: 給料、諸手当等, 委託料. Rows for currency (円).

に改め、同様式の注の1中「及び手当等」を「、諸手当等欄」に改め、同注の2を同注の3とし、同注1の次に次のように加える。

2 病院内保育所の運営を委託する場合であつて、当該委託料に人件費が含まれるときは、人件費に当たる委託料を委託料欄に記入すること。

様式第7号中「補助事業者住所氏名 〇〇」を「補助事業者住所氏名 〇〇」に改める。
様式第9号中

給料	職員手当等							共済費	賃金
	扶養手当	通勤手当	特勤勤務手当	特別手当	超過勤務手当	その他の手当	計		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

を

給料、諸手当等	委託料
円	円

に改め、同様式の注の1中「及び手当等」を「、諸手当等欄」に改め、同注の2を同注の3とし、同注1の次に次のように加える。

2 病院内保育所の運営を委託した場合であつて、当該委託料に人件費が含まれるときは、人件費に当たる委託料を委託料欄に記入すること。

様式第10号中「補助事業者住所氏名 〇〇」を「補助事業者住所氏名 〇〇」に改め、同様式の次に次の様式を加える。
(様式第11号)(第9関係)

病院内保育所運営事業事前着手届

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

補助事業者住所氏名

年度において補助事業として実施を要望する別紙の病院内保育所運営事業について、下記のとおり補助金交付の決定前に着手しますの届け出ます。

なお、本件について補助金交付の決定がなされなかつた場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 事前着手の理由
- 2 着手及び完了予定年月日

(※ 別紙は、病院内保育所運営事業費補助金交付申請書(様式第4号)によること。)

医師・看護人材確保対策課

長野県告示第127号

看護職員確保対策事業等補助金交付要綱(平成23年長野県告示第171号)の一部を次のように改正し、令和3年度の補助金から適用します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部守一

第7の次に次のように加える。

(事前着手)

第8 補助事業者は、補助金交付の決定があった後でなければ当該事業に着手してはならない。ただし、事業の性質から事業に着手

する時期が年度当初に限定される場合その他知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書に該当する場合であつて、補助金交付の決定前に補助事業に着手しようとするときは、その旨を知事に届け出るものとする。

医師・看護人材確保対策課

長野県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

中野市

2 都市計画事業の種類及び名称

中野都市計画下水道事業 中野市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年1月17日から

令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第129号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部 守一

指 定 区 域	埋立地の区分
諏訪郡下諏訪町3119-55の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

資源循環推進課

長野県告示第130号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部 守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期 日	検査の方法
ヨーネ病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 望月地区 南佐久郡 南牧村のうち 平沢 野辺山 板橋 海ノ口の うち 野辺山 原 川上村 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町の うち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市 上伊那郡 箕輪町の うち 中箕輪 飯島町 南箕輪村の うち 南原 飯田市のうち 飯田 鼎 松尾 下久堅 龍江 竜丘 座光寺 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 豊丘村 木曾郡 木曾町の うち 福島 日義 三岳 王滝村	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛ただし、検査を不要と認めた牛は除く。	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法

<p>松本市のうち 梓川 波田 安曇野市のうち 明科 堀金 三郷 東筑摩郡 山形村 朝日村 筑北村 北安曇郡 松川村 長野市のうち 信州新町地区以外 千曲市 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中野市 飯山市 埴科郡 坂城町 下高井郡 木島平村 野沢温泉村 下水内郡 栄村</p>						<p>飯山市 下水内郡 栄村</p>			
<p>佐久市のうち 望月地区 南佐久郡 川上村 東御市 岡谷市 駒ヶ根市のうち 中沢 東伊那 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 南箕輪村のうち 南原 下伊那郡 阿南町 下條村 豊丘村 木曾郡 木曾町のうち 三岳</p>	<p>繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認められた牛は除く。</p>					<p>県内全域</p>	<p>1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認められた牛は除く。 2 1以外の牛で、必要と認めるもの</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>酵素免疫測定法</p>
<p>松本市のうち 波田 東筑摩郡 山形村 朝日村 筑北村 北安曇郡 松川村 長野市のうち 中条地区 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中野市</p>					<p>伝達性海綿状脳症発生予防のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体 ただし、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が満96月未満で死亡した場合又は牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)施行規則第4条に該当する場合を除く。</p>	<p>令和3年6月1日から令和4年11月30日まで</p>	<p>中和試験</p>
					<p>アルボウイルス感染症の発生予防のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>実施する区域で飼養されている牛(令和2年11月から令和3年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然</p>		

		的条件を考慮して選定するもの		
高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上(だちょうの場合にあっては、10羽以上)飼養している農場のうち必要と認めるもの	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査(年1回以上実施)
腐蛆病発生予防のため	県内全域	蜜蜂 ただし、検査を不要と認めた蜜蜂は除く。	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
豚熱発生予防のため	県内全域	豚熱予防注射を実施した豚及びいのししのうち必要と認めるもの	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	酵素免疫測定法

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第131号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、次のとおり注射を実施します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	豚及びいのしし(以下「豚等」という。)ただし、高度な隔離及び監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものを除く。	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	豚熱予防注射

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第132号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡売木村45の291、45の575、45の576
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第133号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第134号

国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量
標高データ(地図情報レベル1000、1.0mメッシュ、地図情報レベル5000、5.0mメッシュ)
- 作業期間

令和2年6月2日から令和3年3月1日まで

3 作業地域

諏訪郡富士見町

建設政策課

長野県告示第135号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

航空レーザ計測

2 作業期間

令和元年8月31日から令和3年3月1日まで

3 作業地域

松本市、大町市、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第136号

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

国道管理 基準点測量

2 作業期間

令和2年9月24日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

飯田市

建設政策課

長野県告示第137号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部守一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道153号	飯田市鼎東鼎35番2地先から 飯田市上郷別府1685番1地先まで

2 指定する期日 令和3年4月1日

道路管理課

長野県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

塩尻市

2 都市計画事業の種類及び名称

塩尻都市計画公園事業 5・5・1号 小坂田公園

3 事業施行期間

令和3年3月18日から

令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

長野県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月18日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

上田市

2 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画公園事業 6・5・2号 上田古戦場公園

3 事業施行期間

令和3年3月18日から

令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野県上田市築地字浦田541、542、543、545-1、545-2、546-1、546-2、549-1、549-2、549-3、549-4、549-5、550-1、550-2、550-3、550-4、551-1、551-2、551-3、551-4、551-5、552-1、552-2、552-3、555-1、555-2地内

(2) 使用の部分

長野県上田市築地字浦田 526-2、526-3、526-4、560-3、560-4、560-6

都市・まちづくり課

選告示第8号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

令和3年3月18日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

表中

佐久穂町八千穂福祉センター	南佐久郡佐久穂町大字畑143番地	佐久穂町選挙管理委員会
佐久穂町しらかば社会体育館	“ “ 大字穂積1403番地	“
佐久穂町婦人研修センター	“ “ 大字高野町548番地	“
佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」	“ “ 大字海瀬2570番地	“

を

佐久穂町八千穂福祉センター	南佐久郡佐久穂町大字畑143番地	佐久穂町選挙管理委員会
佐久穂町しらかば社会体育館	“ “ 大字穂積1403番地	“
佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」	“ “ 大字海瀬2570番地	“

に改める。

選挙管理委員会

選告示第9号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

令和3年3月18日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

様式第15号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

(備考) 承諾者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、承諾者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第22号の3中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

(備考) 承諾者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、承諾者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第24号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

(備考) 承諾者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、承諾者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第82号中「(推薦届出者)氏 名㊟」を「(推薦届出者)氏 名」に改め、同様式の備考に次のように加える。

4 候補者本人、推薦届出者本人又は候補者届出政党の代表者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人、推薦届出者本人又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第84号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改める。

様式第85号中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

様式第87号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

(備考) 候補者本人又は推薦届出者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第91号の2中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

(備考) 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第91号の4の注意の1中「印鑑を持参してください」を「候補者本人、推薦届出者本人又は候補者届出政党の代表者本人が受領する場合にあつては本人の署名又は押印を、これらの者の代理人が受領する場合にあつては候補者本人、推薦届出者本人又は候補者届出政党の代表者本人の押印又は当該代理人の署名若しくは押印を行うこと。ただし、代理人が受領する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと」に改める。

様式第91号の5に備考として次のように加える。

(備考) 候補者本人、推薦届出者本人又は候補者届出政党の代表者本人が受領する場合にあつては本人の署名又は押印を、これらの者の代理人が受領する場合にあつては候補者本人、推薦届出者本人又は候補者届出政党の代表者本人の押印又は当該代理人の署名若しくは押印を行うこと。ただし、代理人が受領する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

様式第93号の3の備考に次のように加える。

5 候補者等本人又は後援団体の代表者本人が受領する場合にあつては本人の署名又は押印を、これらの者の代理人が受領する場合にあつては候補者等本人又は後援団体の代表者本人の押印又は代理人の署名若しくは押印を行うこと。ただし、代理人が受領する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

様式第93号の4中「氏 名㊟」を「氏 名」に、

「代表者の氏名㊟」を「代表者の氏名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

(備考) 候補者等本人又は後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第93号の7の注意の1中「印鑑を持参してください」を「候補者届出政党の代表者本人が受領する場合にあつては本人の署名又は押印を、その代理人が受領する場合にあつては候補者届出政党の代表者本人の押印又は当該代理人の署名若しくは押印を行うこと。ただし、代理人が受領する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと」に改める。

様式第93号の8に備考として次のように加える。

(備考) 候補者届出政党の代表者本人が受領する場合にあつては本人の署名又は押印を、その代理人が受領する場合にあつては候補者届出政党の代表者本人の押印又は当該代理人の署名若しくは押印を行うこと。ただし、代理人が受領する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

様式第112号中「氏 名㊟」を「氏 名」に、「代表者の氏 名㊟」を

「代表者の氏名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

(備考) 候補者本人又は候補者届出政党の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第120号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

(備考) 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第121号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

(備考) 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第122号の3中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式の備考に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第122号の4中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式の備考を備考の1とし、同1の次に次のように加える。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第122号の5中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式の備考を備考の1とし、同1の次に次のよう

に加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第122号の6中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第122号の7中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第122号の8中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第122号の12のその1から様式第122号の14までの規定中「氏 名㊟」を「氏 名」に改める。

様式第124号中「氏名 ㊟」を「氏名」に改め、同様式の備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

- 2 候補者本人、推薦届出者本人又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人、推薦届出者本人又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第125号及び様式第127号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改める。

様式第128号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改める。

様式第129号中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第131号の2中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

- (備考) 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第133号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

- (備考) 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第135号の3の注意の1中「印鑑を持参してください」を「政党その他の政治団体の代表者本人が受領する場合にあつては本人の署名又は押印を、その代理人が受領する場合にあつては政党その他の政治団体の代表者本人の押印又は代理人の署名若しくは押印を行うこと。ただし、代理人が受領する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと」に改める。

様式第135号の4に備考として次のように加える。

- (備考) 政党その他の政治団体の代表者本人が受領する場合にあつては本人の署名又は押印を、その代理人が受領する場合にあつては政党その他の政治団体の代表者本人の押印又は当該代理人の署名若しくは押印を行うこと。ただし、代理人が受領する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

様式第137号に備考として次のように加える。

- (備考) 政党その他の政治団体の代表者本人が受領する場合にあつては本人の署名又は押印を、その代理人が受領する場合にあつては政党その他の政治団体の代表者本人の押印又は当該代理人の署名若しくは押印を行うこと。ただし、代理人が受領する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

様式第138号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

- (備考) 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。